

令和 8 年 5 月 2 9 日招集

5 月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和8年度5月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年5月29日（金） 午後2時30分から午後3時08分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 （32人）

農業委員

1 番 田村良雄	2 番 若林清廣	3 番 本田敏明
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
7 番 成田誠一	8 番 佐藤英一	9 番 保科豊秋
10 番 長井範親	11 番 高橋潤一	
13 番 帯瀬和幸	14 番 野澤栄	15 番 平原大悟
16 番 大嶋喜芳	17 番 丸山和秀	18 番 樋口智
19 番 江端美春	20 番 間宮一	21 番 草野伸一
22 番 増井勝	23 番 高橋仁	24 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1 番 山岸洋子	2 番 阿部和美	3 番 鈴木健二
	5 番 笠原綱生	6 番 白井雅彦
	8 番 渡辺裕威	9 番 原田秀一
10 番 田澤利英	11 番 武田要一郎	

4 欠席委員 （4名）

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 古泉淳也
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 渋川弘行

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 神田康裕

管理係主査 鰐淵兼太郎 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

古泉次長補佐 開始時刻 14:30	ただいまから、新潟市農業委員会令和8年度5月定例総会を開会いたします。 12番 塩原信子委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】 これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、 9番 保科豊秋委員、10番 長井範親委員にお願いいたします。 それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について 議案第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ペ

議長 北区部会長	ージの地区別審議件数をご覧ください。 議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定が、北区で 1 件、中央地区で 8 件、南区で 3 件、西蒲区で 4 件、の計 1 6 件です。 次に議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定が、中央地区で 1 件です。 次に議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定が、北区で 1 件、中央地区で 3 件、秋葉区で 4 件、南区で 2 件、西区で 2 件、西蒲区で 4 件の計 1 6 件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は 3 3 件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。 北区部会長の山岸でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件の 2 件は、去る 5 月 2 5 日に審査を行いました。 最初に、議案第 9 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書 2 ページをご覧ください。 「北 1 号」は、農地を売買によって取得するものです。 次に、議案第 7 号農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 8 ページをご覧ください。 「北 1 号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。 転用者は申請地の近接地で運送業を営んでいますが、敷地拡張のため申請にいたしました。 申請地の農地区分は第 2 種農地であり、隣接地との境界には緩衝地を設け、周辺農地には影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 1 件、農地法第 5 条許可申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。 北区部会の報告は以上です。
------------------------	--

議 長 中央区部会長	ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。 中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の１２件は、去る５月２７日に審査を行いました。 まず、議案第９号 農地法第３条許可申請に関する意見決定です。 議案書３ページから４ページをご覧ください。 「中１号」、「中２号」、及び「中４号」から「中６号」は、規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 「中３号」は、相続により取得した共有持ち分を遺贈により所有権移転するものです。 「中７号」は、宅地購入の際に隣接している農地を、売買により所有権移転するものです。 「中８号」は、同一経営体内で贈与により所有権を移転するものです。 続きまして、議案第６号 農地法第４条許可申請についてです。７ページをご覧ください。 「中１号」は、近隣企業の要望を受け貸露天資材置場及び貸露天駐車場敷地として転用するものです。 農地区分は第３種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 続きまして、議案第７号 農地法第５条許可申請についてです。９ページをご覧ください。 「中１号」は、複合型福祉施設の露天駐車場敷地として転用するものです。 農地区分は第１種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中２号」は、個人住宅建築敷地として転用するものです。 農地区分は第３種農地です。 「中３号」は、利用者用の露天駐車場敷地として転用するものです。 農地区分は第３種農地です。
--------------------------	---

	「中１号」から「中３号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第３条許可申請８件、第４条許可申請１件、第５条許可申請３件について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。
秋葉区部会長	秋葉区部会長の笠原でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の４件を、２７日に審査いたしました。 議案第７号 農地法第５条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書１０ページをご覧ください。 「秋１号」は３種農地に通路を設置するために申請したものです。 「秋２号」は３種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 「秋３号」は２種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 「秋４号」は３種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 以上４件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。
南区部会長 職務代理人	南区部会長職務代理者の渡辺でございます。それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は５件で、去る５月２７日に審査を行いました。 議案第９号 農地法第３条許可申請に関する意見決定です。 議案書の５ページをご覧ください。 「南１号」と「南３号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。

議 長 西区部会長	「南 2 号」は、譲受人が家庭菜園を始めるため、自宅の隣にある農地を売買により、所有権を取得するものです。 次に、議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定です。 議案書の 1 1 ページをご覧ください。 「南 1 号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、市外の集合住宅に居住していますが、戸建て住宅を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、第 3 種農地に分類され、許可相当と判断されます。 次の「南 2 号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、市内の集合住宅に居住していますが、戸建て住宅を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、第 3 種農地に分類され、許可相当と判断されます。なお、5 条許可申請 2 件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 3 件、農地法第 5 条許可申請 2 件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。 西区部会長の原田でございます。 5 月 2 7 日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。 議案書の 1 2 ページをご覧ください。 議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、申請地を賃貸借し、土地改良事業の露天資材置場敷地として、一時転用する計画です。 農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外規定の、「3 年以内の一時転用」に該当するため、許可できるものです。 「西 2 号」は、申請地を賃貸借し、下水道災害復旧工事の仮設現場事務所および露天資材置場敷地として一時転用する計画です。
-------------------------	--

議 長 西蒲区部会長	農地区分は第１種農地ですが、不許可の例外規定の、「一時転用」に該当するため、許可できるものです。 「西１号」および「西２号」はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第５条許可申請、２件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。 報告は以上です。 ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。 西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の８件は、去る５月２７日に審査を行いました。 議案第９号 農地法第３条許可申請についてです。 議案書６ページをご覧ください。 「蒲１号」、「蒲２号」および「蒲４号」は、譲受人の規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。 「蒲３号」は、譲渡人の要望により、売買にて所有権を移転するものです。 次に、議案第７号 農地法第５条許可申請についてです。 議案書１３ページをご覧ください。 「蒲１号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 農地区分は第３種農地です。 「蒲２号」は、賃借権を設定し、社員寮建築敷地として転用するものです。 転用者の会社事業拡大に伴い、申請に至りました。 「蒲３号」は、売買により所有権移転し、露天資材置き場敷地として利用するものです。 西蒲区での仕事が増えてきており、資材置き場が必要となっていたことから申請に至りました。 「蒲４号」は、賃借権を設定し、中古車販売場および露天資材置き場敷地として利用するものです。 取扱い車両の増加に伴い、現在の敷地では足りないため、申請に
--------------------------	--

議 長	至りました。 「蒲 2 号」から「蒲 4 号」の農地区分は第 1 種農地ですが、いずれも不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。 排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 4 件、第 5 条許可申請 4 件について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書 2 ページ、追加議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。 次に、議案書 7 ページ、議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 8 ページ、議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。

議長 農政振興係長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、別冊の議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。 農政振興係の神田です。議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、着座にて説明させていただきます。 それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、1ページ令和8年5月の利用権の設定等を促進する事業 事務所別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について真ん中から右側「小計の欄」をご覧ください。北区14件、中央地区8件、秋葉区6件、南区20件、西区30件、西蒲区86件、合計で件数164件、面積860,068㎡です。 次に、利用権の移転について、北区4件、中央地区2件、南区22件、西区3件、西蒲区5件、合計で件数36件、面積200,904㎡です。 続いて2ページ、中間管理機構を介した売買について右側「所有権の移転の欄」です。北区1件、中央地区2件、秋葉区2件、南区2件、西蒲区1件、合計で8件、面積15,371㎡です。 詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、4ページ、北1号から38ページ、西蒲86号までのとおりです。 次に、利用権の移転については、39ページ、北1号から47ページ、西蒲5号までのとおりです。 最後に、機構を介した売買については、48ページ、北1号から52ページ、西蒲1号までのとおりです。 市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から5月13日付け意見聴取の依頼を受けているところであります。 意見書については、53から60ページのとおり、「農地中間管
-------------------------	---

議 長	理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。 促進計画については、総会翌々月の県の公告によって効力が発生し、本総会案件についての県公告は令和８年７月３１日からとなります。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入りますが、私の関連議案がありますので、議長を間宮会長職務代理者に交代します。 それでは、よろしくお願いします。
議 長 (間宮会長職務代理)	それでは、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いします。 別冊の議案第８号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議に入ります。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。
議 長 (間宮会長職務代理)	それでは、別冊の議案第８号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長 (間宮会長職務代理)	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 関係委員から、入室していただいて下さい。
議 長 (間宮会長職務代理)	それでは、虎澤会長に議長を交代します。

	今ほど、部会長より報告がありましたが、4月の書面協議において、部会員より問い合わせ事項がありましたので、事務局より回答いたすとともに皆さまへ共有いたします。 問い合わせの趣旨ですが、「遊休農地における県外在住者など不在村地主への指導については、対面指導が難しく手紙を送るだけではなく行政として何かできる方策はありませんか」といった問い合わせをいただきました。 不在村地主の農地管理の問題については、全国的な問題となっています。令和3年度の国調査結果を見ますと、不在村農地と未登記農地を合わせて、新潟県では約3万ヘクタールがそのような状況になっているとのことです。最近の日本農業新聞によりますと、農地全体の1/4に及んでいるとの報道もあります。 農地法の規定では、農地所有者等に対して、改善指導文書に対しても反応がない場合、農業委員会は利用意向調査を実施し、「農地中間管理機構との貸し借りについて協議するよう勧告」することができることになっています。その結果、勧告にも従わない場合は県知事の裁定を経て強制的に中間管理権を設定し、農地バンクへ貸借を結ばせるというものです。 しかしながら、新潟県では、農地中間管理機構は遊休農地を含む受け手が決まっていない農地を預かり、受け手を探すという取り組みは実施しておらず、また、県知事裁定を経て強制的に中間管理権を設定する協議も難しい状況であります。 そのため、正直、打つ手が無い状況であり、国・県に対しても有効な法改正・制度変更等を求めたいところですが、現行制度の中で我々農業委員会にできる現実的な対応を考えますと、各農業委員・推進委員さんの日々の活動の中で、耕作放棄となっている農地の受け手を見つけていただくこと。なかなか荒れた土地を借りてくれる方を見つけるのは難しいとは思いますが、例えば、新たに農業を始めたいという新規就農相談者に対して、耕作放棄となっている農地を優先的に紹介してマッチングさせるなど、管理してくれる人が見つければ、不在村地主も貸し借りに応じてくれる可能性が高くなりますし、農地中間管理機構も活用が可能です。受け手の賃料がネックになる場合は、賃料ゼロ円の契約も可能ですし、農林公社の手数料0.5%もかかりません。 また、市単独の助成金事業として、「新潟市遊休農地解消推進事業」も実施していますので、遊休農地を解消して新たに貸借を3年以上
--	---

議 長 議 長 議 長 終了時間 15:08	結んでもらえれば、除草、伐根などに要した費用を 50,000 円／10a を上限に助成する制度もあります。ただし、助成金を活用するためには農地パトロールを実施し、改善指導を行っても応じず、農業委員会として遊休農地であると判断したものが対象となります。 予算には限りがありますが、そういった制度を活用して受け手探しを委員の皆さまにはお願いしたいと考えております。具体的な活用相談については、区事務所へお願いします。 以上、事務局から補足説明をさせていただきました。 ただいまの報告及び説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 (発言なし) 他に、委員の皆さまから何かありませんか。 それでは、事務局から何かありませんか。 (発言なし) ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和 8 年度 5 月定例総会を閉会いたします。
---	---

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---